

労使関係の基本事項に関する労働協約の一部改正の申し入れ等に係る不当労働行為救済申し立てについての賛成討論を行います。

「大阪市労使関係に関する条例」の目的は、「労働組合等と本市の当局との交渉の対象となる事項の範囲、交渉内容の公表等に関する事項等を定めることにより、適正かつ健全な労使関係の確保を図り、もって市政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。」とあります。

我が会派は民間組合の労働三権である、団結権・団体交渉権・争議権を尊重し、この権利は社会的に大きな役割を果たしている事は十分認識しております。民間の組合とは違い、市民の税金も投入されてきた公営企業に属する組合だからこそ、議会で決定した条例を守る義務を有するべきだという事を私たちは問題提起しております。府労働委員会は「条例の施行のみではなく、具体的な事情を踏まえ、総合的に判断する」という趣旨の説明をしております。

しかし、各会派は先だつての交通局事案の時に「公営企業・公務員であるならばルールを守らなければならない」と声を大にして、公務員組織としてのコンプライアンスを訴えてきたのに、なぜ？今回は議会で決定した条例を軽視する府労働委員会の判断を安易に認めて本当に議会として正しい選択でしょうか。

以前、労働協約に定めていた便宜供与は、掲示場所の提供、時間外における会議室の使用、4日から最長30日間の無給の職務免除などを定めていました。

これらの便宜供与は「大阪市労使関係に関する条例」に抵触する事はもとより、水道局のみこれらを再開する事は他部局との均衡を失い、市民の信頼の失墜に繋がるものであり、到底受け入れがたいものであります。

これまで大阪市の組合は独善的な解釈で運営され、ヤミ専従問題・カラ残業問題など不透明な事案が続出した背景があります。関市長時代にはこういった厚遇問題などが市政に多大な影響を与えてきたことから「特別扱いをしない」と改革を断行してきたが、大阪市の各労働組合は改善する事を怠ったため平成24年7月30日に「大阪市労使関係に関する条例」が出来た事を議員各位には、今一度思い返していただきたい。

あくまで、当該便宜供与の廃止は労働組合への支配介入を意図するものではなく市政に対する市民の信頼確保を図っていくため、労使関係適正化の取り組みの一環として実施したものであります。

我が会派として、「大阪市労使関係に関する条例」に抵触する事や過去の組合の問題と体質からも府労働委員会からの判断を受け入れられるものではなく、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、本議案を賛成する事を表明し、賛成討論とさせていただきます。